

令和8年度近江文化発見・発信事業業務委託仕様書

1 業務事業名

令和8年度近江文化発見・発信事業業務

2 業務目的

滋賀ゆかりの文学作品等を通じて、県民等が今も息づく滋賀の歴史・風土・文化・自然等を感じる機会を創出するとともに、県民が改めて「滋賀の持つ豊かさ」を考え、滋賀への愛着を深める機運の醸成を図り、これらの魅力を県内外に発信する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）12月25日（金）まで

4 業務内容

本業務の内容は、以下に掲げるとおりとする。

（1）司馬遼太郎氏の作品の朗読会の開催

ア 会場

長浜文化芸術会館大ホール（長浜市大島町37番地）

イ 実施日時

令和8年（2026年）10月10日（土）

午後の約2時間程度とする。時間帯は、別途協議にて決定する。

ウ 目標来場者数

370名（入場料無料）

エ 内容

（ア）作品

司馬遼太郎氏の作品である『豊臣家の人々』を題材とする。

『豊臣家の人々』のどの部分を朗読するか（30頁程度を2～3か所）については、提案による。なお、最終的な決定については、別途、県と公益財団法人司馬遼太郎記念財団との協議にて決定する。

（イ）出演者

出演者については提案による。なお、朗読の実績等を考慮することとし、最終的な決定については、別途、県と公益財団法人司馬遼太郎記念財団との協議にて決定する。

（ウ）進行

当日のスケジュールについては、公益財団法人司馬遼太郎財団理事長の講演（30分程度）、朗読間に休憩および解説・説明（朗読部分についての時代背景、人物紹介や豊臣秀吉との関係性の紹介等）を入れることとし、参加者が最後まで楽しめる進行とすること。解説の内容については提案による。ただし、滋賀の魅力を感じられるものを入れること。

（エ）演出

朗読会の演出は提案による。なお、司馬作品、司馬遼太郎個人のイメージを損ない、または誤解をまねくような演出は控えること。

オ 情報保障

聴覚障害者の方が来られても出演者の発言等がわかるように字幕などを出すようにすること。その他障害者の方に対する合理的配慮を行うこと。

カ 広報

事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や公益財団法人司馬遼太郎記念財団との協議の上決定すること。

キ 事前の参加申込の受付

参加申込方法については、提案による。

ク 集客施策

より多くの方に朗読会へ参加していただけるよう、集客に資する施策を講じること。集客施策の一つとして、朗読会参加者が、朗読会前後の時間で、開催地・長浜（滋賀県北部地域）の歴史や文化に触れることができる周遊プラン（日帰りコース、宿泊コース等）等を提案することで、観光の側面からの集客を図ること。なお、周遊プランの作成や広報にあたっては、県観光政策局や北近江豊臣博覧会実行委員会等とも積極的な連携を図ること。

ケ 受付、会場管理、出演者との調整、当日進行シナリオ作成、その他の開催当日の進行管理

当日の運営方法および会場設営イメージについては提案による。

コ 出演者への謝礼および旅費、公益財団法人司馬遼太郎記念財団への監修費、その他必要経費の支払

公益財団法人司馬遼太郎記念財団への監修費は10万円を計上すること。また、会場使用料および備品等の付帯設備費についても見積もること。

(2) その他、上記業務の実施にあたり必要な業務（打合せ等）

(参考) 令和2年10月17日（土）実施の朗読会の実施概要は以下に掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/324363.html>

(参考) 令和5年10月14日（土）実施の朗読会の実施概要は以下に掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/336030.html>

5 成果品

本事業の成果品として以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書（写真を用いて、実施状況が分かるもの。また、本事業の効果や今後の展望についても言及すること。）

(2) 作成した成果物一式（作成したチラシ、記録映像・写真等）

(3) 上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R等）

6 再委託

(1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、(1)により承認を受けた再委託先の行為について、すべての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。
また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (8) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。